

1 0 年 保 存
機 密 性 2
平成 25 年 3 月 28 日から 平成 35 年 3 月 27 日まで

基監発 0328 第 2 号

平成 25 年 3 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

労働基準法施行規則等の一部改正に伴う関係通達の整備について

労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）及び有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号）の一部改正については、平成 24 年 10 月 26 日付け基発 1026 第 2 号「労働基準法施行規則等の一部改正について」により通知されたところであるが、関係通達について別添のとおり整備を行い、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしたので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

改正後

現行

(別添2)

平成 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働基準監督署長

貴事業場において雇用されている有期契約労働者については、労働基準法第14条第2項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示に適合していない事実が認められますので、下記事項のうち□内にレ印を付した事項について、同条第3項により 指導・助言 します。

つきましては、改善等の状況について、平成 年 月 日までに報告してください。

記

1 雇止めの予告

□ 使用者は、有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るもの）に限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。2の(2)において同じ。）を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしてください。

2 雇止めの理由の明示

□(1) 1の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。
□(2) 有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。

3 契約期間についての配慮

□ 使用者は、有期労働契約（当該契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る。）を更新しようとする場合には、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならないとされていることを踏まえ、契約期間をできる限り長くするよう検討してください。

(別添2)

平成 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働基準監督署長

貴事業場において雇用されている有期契約労働者については、労働基準法第14条第2項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示に適合していない事実が認められますので、下記事項のうち□内にレ印を付した事項について、同条第3項により 指導・助言 します。

つきましては、改善等の状況について、平成 年 月 日までに報告してください。

記

1 契約締結時の明示事項等

□(1) 使用者は、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の締結に際し、労働者に対して当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示してください。
□(2) (1)の場合において、使用者が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、使用者は、労働者に対して当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示してください。
□(3) 使用者は、有期労働契約の締結後に(1)又は(2)に規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した労働者に対して、速やかにその内容を明示してください。

2 雇止めの予告

□ 使用者は、有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るもの）に限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。2の(2)において同じ。）を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしてください。

3 雇止めの理由の明示

□(1) 2の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。
□(2) 有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。

4 契約期間についての配慮

□ 使用者は、有期労働契約（当該契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る。）を更新しようとする場合には、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならないとされていることを踏まえ、契約期間をできる限り長くするよう検討してください。

改正後

現行

(別添3)

平成 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働基準監督署

貴事業場において雇用されている有期契約労働者については、労働基準法第14条第2項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示に適合していない事実が認められますので、下記事項のうち□内にレ印を付した事項について、改善等の措置を講じてください。

つきましては、改善等の状況について、平成 年 月 日までに報告してください。

記

1 雇止めの予告

□ 使用者は、有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。2の(2)において同じ。）を更新しないこととする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしてください。

2 雇止めの理由の明示

□(1) 1の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。
□(2) 有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。

3 契約期間についての配慮

□ 使用者は、有期労働契約（当該契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る。）を更新しようとする場合には、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならないとされていることを踏まえ、契約期間をできる限り長くするよう検討してください。

※具体的な改善方法や不明な点につきましては、当署あてお問い合わせください。
(担当:)

(別添3)

平成 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働基準監督署

貴事業場において雇用されている有期契約労働者については、労働基準法第14条第2項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示に適合していない事実が認められますので、下記事項のうち□内にレ印を付した事項について、改善等の措置を講じてください。

つきましては、改善等の状況について、平成 年 月 日までに報告してください。

記

1 契約締結時の明示事項等

□(1) 使用者は、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の締結に際し、労働者に対して当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示してください。

□(2) ①の場合において、使用者が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、使用者は、労働者に対して当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示してください。

□(3) 使用者は、有期労働契約の締結後に①又は②に規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した労働者に対して、速やかにその内容を明示してください。

2 雇止めの予告

□ 使用者は、有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。3の(2)において同じ。）を更新しないこととする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしてください。

3 雇止めの理由の明示

□(1) 2の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。
□(2) 有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。

4 契約期間についての配慮

□ 使用者は、有期労働契約（当該契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る。）を更新しようとする場合には、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならないとされていることを踏まえ、契約期間をできる限り長くするよう検討してください。

※具体的な改善方法や不明な点につきましては、当署あてお問い合わせください。
(担当:)

改正後

現行

(削除)

(別添4)

平成 年 月 日

労働基準局監督課 御中

〇〇労働局労働基準部監督課

有期労働契約に関する指導状況報告 (平成 年〇~〇月分)

○ 指導状況

1 別添2の助言・指導状況

(1) 専用指導文書交付事業場数 件

(2) (1)の助言・指導の内訳

1 (1) 関係	1 (2) 関係	1 (3) 関係	2 関係	3 (1) 関係	3 (2) 関係	4 関係
件	件	件	件	件	件	件

2 別添3の指導状況

(1) 専用指導文書交付事業場数 件

(2) (1)の指導の内訳

1 (1) 関係	1 (2) 関係	1 (3) 関係	2 関係	3 (1) 関係	3 (2) 関係	4 関係
件	件	件	件	件	件	件

2 労働契約法の施行に伴う監督業務運営上の留意点について（平成 20 年 2 月 19 日付け基監発第 0219001 号）新旧対照表

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>(削除)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>(別紙)</p> <p><u>1 労働契約法第 4 条第 2 項関係</u></p> <p><u>(相談例)</u></p> <p><u>「有期労働契約の内容を示されたが、契約更新の有無については、示されなかったので、示すように指導してほしい。」</u></p> <p><u>(対応)</u></p> <p><u>労働基準法第 15 条に定める事項が書面の交付により明示されておらず、同法第 15 条違反のおそれがある場合は、申告として受理する。併せて「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に適合していない事実を認めた場合には、専用指導文書（平成 15 年 12 月 26 日付け基監発第 1226001 号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等の実施について」の別添 3）による指導を行う。</u></p> <p><u>また、労働基準法第 15 条に定める事項が書面の交付により明示されており、同法第 15 条違反のおそれがない場合は、労使双方から事情を聴取した上で、必要性が認められる場合には、専用指導文書（上記通達の別添 2）による指導を行う。</u></p> <p><u>なお、契約更新の有無について法に基づき書面による確認を使用者に求めたが、応じてもらえない場合は、必要に応じ、総合労働相談コーナーを教示する。</u></p>

改正後	現行
<u>1</u> 労働契約法第7条関係 (略)	<u>2</u> 労働契約法第7条関係 (略)
<u>2</u> 労働契約法第8条関係 (略)	<u>3</u> 労働契約法第8条関係 (略)
<u>3</u> 労働契約法第10条関係 (略)	<u>4</u> 労働契約法第10条関係 (略)
<u>4</u> 労働契約法第11条関係 (略)	<u>5</u> 労働契約法第11条関係 (略)
<u>5</u> 労働契約法第12条関係 (略)	<u>6</u> 労働契約法第12条関係 (略)
<u>6</u> 労働契約法第13条関係 (略)	<u>7</u> 労働契約法第13条関係 (略)
<u>7</u> 労働契約法第14条関係 (略)	<u>8</u> 労働契約法第14条関係 (略)
<u>8</u> 労働契約法第15条関係 (略)	<u>9</u> 労働契約法第15条関係 (略)

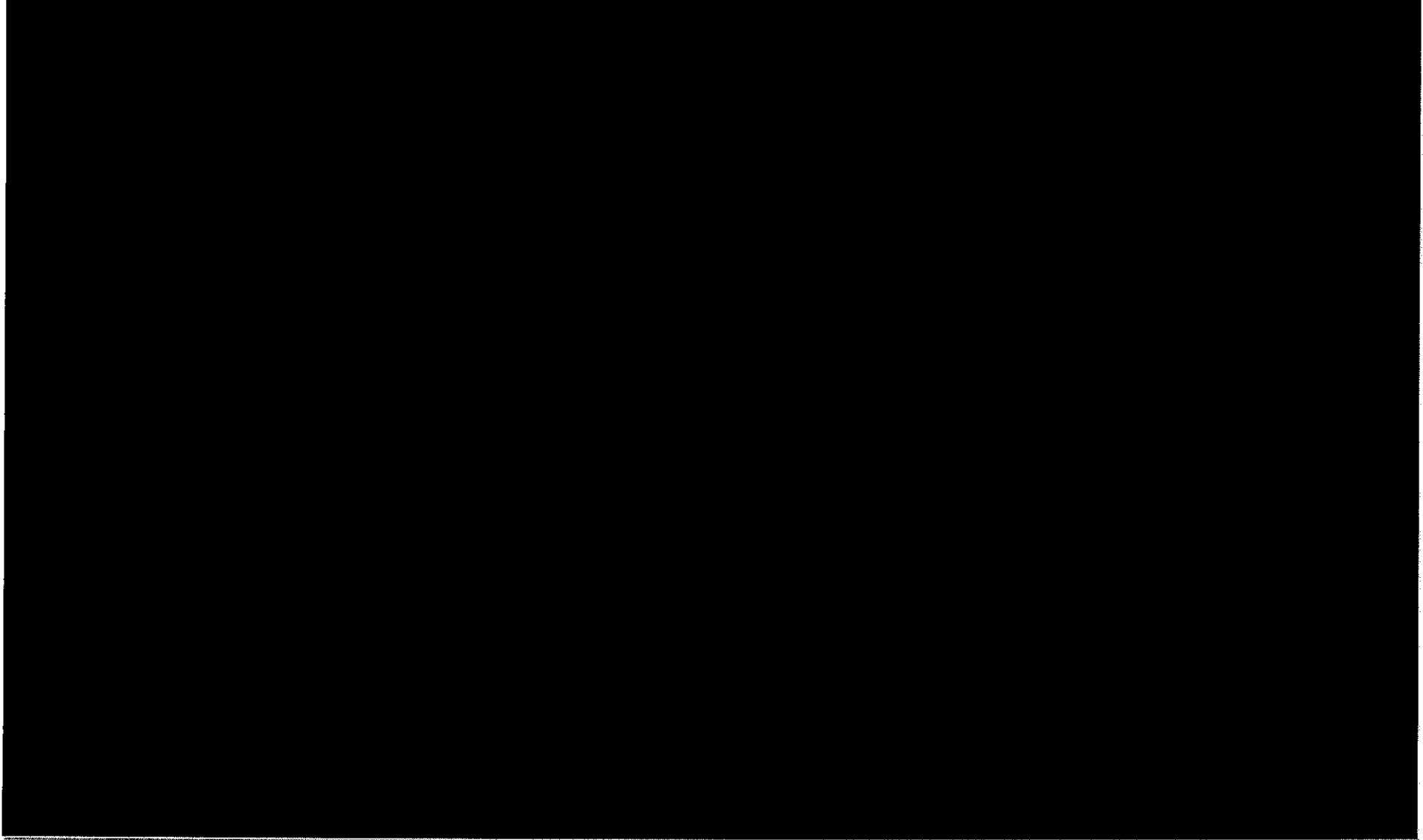
改正後	現行
<u>9</u> 労働契約法第16条関係 (略)	<u>10</u> 労働契約法第16条関係 (略)
<u>10</u> 労働契約法第17条第1項関係 (略)	<u>11</u> 労働契約法第17条第1項関係 (略)
<u>11</u> 労働契約法第17条第2項関係 (略)	<u>12</u> 労働契約法第17条第2項 (略)

3 当面の介護労働者の労働条件の確保・改善対策における監督指導等の実施について（平成21年4月1日付け基監発第0401001号）新旧対照表
(改正は網掛け部分。)

改正後	現行
1～6 略	1～6 略

改正後

現行



改正後	現行
(別添2) (略)	(別添2) (略)